

# 「差別落書き」を追放しましょう

## ◎差別落書きとは

特定の個人やある集団に対して、差別や偏見に基づき、人の心を傷つけるような「差別語」や「差別表現」を用いた落書きを「差別落書き」といいます。

そのため「差別落書き」は、刑法の侮辱罪や名誉毀損罪の対象となる重大な犯罪です。

## ◎差別落書きは新たな差別を生み出します

「差別落書き」は、そのまま放置されれば、見た人に新たな差別意識を植えつけ、差別を助長する恐れがあります。

そのため、「差別落書き」を発見した場合は、次のような対応をお願いします。

# 「差別落書き」を発見した場合は

すぐに、市人権・同和対策課や施設の管理者に連絡してください。

市人権・同和対策課：電話（直通）72-0354

〔夜間及び休日（代表）72-1111〕

※発見時の状況等、お聞きすることがありますので、ご協力をお願いします。